

松浦市人権教育・啓発基本計画
(改訂版)

平成29年2月

松浦市

はじめに

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。

国は、憲法がすべての国民に保障する基本的人権の確立と擁護を図るため、各分野において種々の施策を推進するとともに、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、多くの人権に関する条約に加入し、具体的な取組を進めてきました。1997年（平成9年）には、「人権擁護施策推進法」を、2000年（平成12年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体が行う人権教育・啓発の理念を規定するとともに、さらに人権教育・啓発の推進にかかる地方公共団体の責務を規定しました。また、2002年（平成14年）には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2011年（平成23年）には、北朝鮮当局による拉致問題等を規定した基本計画に変更しました。

長崎県においては、国の動向を踏まえ、2006年（平成18年）に「長崎県人権教育・啓発基本計画」が策定され、その後、社会情勢の変化を踏まえ、2012年（平成24年）に改訂が行われました。

本市においても、2011年（平成23年）に「松浦市人権教育・啓発基本計画」を策定し、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指すための人権施策に取り組んできました。しかし、計画策定後5年を経過し、社会情勢や人権問題に関する環境が大きく変化しています。

このことから、社会情勢や市民の意識の変化に応じて、一人ひとりの人権が尊重される心豊かな社会の実現に向けた新しい取組を行うために、「松浦市人権教育・啓発基本計画」を改訂しました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、国、県、他市町、企業、民間団体と連携を図りながら、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」に向けて、人権教育・啓発に取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成29年2月

松浦市長 友広郁洋

○松浦市人権教育・啓発基本計画目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画策定の背景	2
(1) 国際社会での取組	2
(2) 国内での取組	3
(3) 長崎県での取組	4
(4) 本市での取組	5
第2章 計画の目標と基本方針	6
1 計画の目標 「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」	6
2 基本方針	6
第3章 人権教育・啓発の推進	8
1 あらゆる場における教育・啓発	8
(1) 学校における人権教育	9
(2) 家庭、地域社会における人権教育	12
(3) 企業、団体における人権教育・啓発	15
(4) その他の研修・啓発	16
2 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進	17
(1) 市職員に対する人権教育	17
(2) 教職員に対する人権教育	17
(3) 消防職員に対する人権教育	17
(4) 医療関係者に対する人権教育	17
(5) 福祉・保健関係者に対する人権教育	18
(6) 社会教育関係者に対する人権教育	18
(7) マスメディア関係者に対する人権教育	18
3 推進環境の整備	19
(1) ネットワークの構築	19
(2) 人材の育成と活用	19
(3) 教材の活用	19
(4) 学習プログラムの活用	20
(5) 情報提供システムの充実	21
4 相談・支援体制の整備	22
(1) 相談機能の整備・充実	22
(2) 支援体制の強化	22

第4章 重要課題別の施策の推進	23
1 女性の人権	23
2 子どもの人権	25
3 高齢者の人権	28
4 障がいのある人の人権	30
5 同和問題	33
6 外国人の人権	35
7 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	37
8 原爆被爆者に関する問題	39
9 犯罪被害者の人権	40
10 インターネットなどによる人権侵害	41
11 北朝鮮当局による拉致問題	43
12 その他の人権問題	44
(1) 刑を終えて出所した人	44
(2) ホームレス	44
(3) アイヌの人々	44
(4) 性的マイノリティ	44
第5章 計画の推進体制	46
1 市の推進体制	46
2 国、県との連携	46
3 計画のフォローアップ	46
資料編	
世界人権宣言	48
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	53
人権教育・啓発に関する基本計画	55

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国は、憲法がすべての国民に保障する基本的人権¹の確立と擁護を図るため、各分野において種々の施策を推進するとともに、国際社会の一員として、「国際人権規約²」をはじめ多くの人権に関する条約に加入し、その具体的な取組を進めてきました。

しかし、現状では、依然として女性や子ども、高齢者、障がいのある人などへの人権問題や同和問題などが生じ、近年では、個人情報をめぐる問題や、インターネット上での誹謗・中傷や差別的情報の掲示などの新たな人権問題が発生しており、これらの問題への対応が求められています。

このことを受け、国においては、1997年（平成9年）に「人権擁護施策推進法³」を、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律⁴」を施行し、地方公共団体が行う人権教育・啓発の基本理念を規定し、さらには、人権教育・啓発の推進に係る地方公共団体の責務も規定、その取組が求められることとなりました。

このことから、人権教育・啓発を推進すべく、国では2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画⁵」が策定され、2011年（平成23年）に一部改正、県においては、2006年（平成18年）に「長崎県人権教育・啓発基本計画⁶」が策定され、2012年（平成24年）には改訂版が策定されました。

本市においても2011年（平成23年）3月に国及び県の基本計画と連携した「松浦市人権教育・啓発基本計画」を策定し、各種人権施策の推進に努めてきたところです。

本計画は、策定後5年を経過し、その間の社会情勢の変化や市民の意識の変化、人権問題に関する環境変化が生じたため、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」に向け、引き続き人権教育及び啓発を推進するため、「松浦市人権教育・啓発基本計画」を改訂するものです。

¹ 基本的人権：人間である以上、かならず持っている権利。単に人権あるいは基本権という時もある。

² 国際人権規約：人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約及びその選択議定書の総称。

³ 人権擁護施策推進法：1997年に定められた、人権の擁護に関する施策を推進するための法律。

⁴ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律：人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とした法律。

⁵ 人権教育・啓発に関する基本計画：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定された計画。

⁶ 長崎県人権教育・啓発基本計画：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の策定に伴い、人権教育啓発の理念とともに地方公共団体の責務が明記され、これを受けて、2006年（平成18年）3月に策定された長崎県の計画。

2 計画の位置付け

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づくものであり、人権教育・啓発の推進にかかる本市の施策とします。

3 計画策定の背景

(1) 国際社会での取組

20世紀に入り、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験した我々人類は、平和と人権の尊さを学びました。その後、世界の平和を願って1945年（昭和20年）に結成された国際連合⁷は、その憲章において「人権の尊重」をうたい、1948年（昭和23年）にすべての人々とすべての国々が達成すべき人権の目的を定めた「世界人権宣言⁸」を採択しました。

この世界人権宣言の基準を達成すべく、「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約⁹」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約¹⁰」、「児童の権利に関する条約¹¹」、「障害者の権利に関する条約¹²」など、人権保障のための数々の国際条約が採択されました。

また、世界人権会議¹³や世界女性会議¹⁴などの人権関係会議の開催や国際婦人年¹⁵、国際児童年¹⁶、国際障害者年¹⁷、国際高齢者年¹⁸などの国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

⁷ 国際連合：国際平和の維持（安全保障）、そして経済や社会などに関する国際協力の実現のため設立された国際機関。

⁸ 世界人権宣言：人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。

⁹ あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約：あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言に具現化された原則を実現すること及びこのための実際的な措置を最も早い時期にとることを確保することを希望した国際条約。

¹⁰ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約：女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意した条約。

¹¹ 児童の権利に関する条約：児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国、特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めた条約。

¹² 障害者の権利に関する条約：障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約。

¹³ 世界人権会議：国際連合の主催によりオーストリア・ウィーンで1993年6月14日から25日にかけて開催された人権に関する国際会議。

¹⁴ 世界女性会議：国際連合における女性会議。

¹⁵ 国際婦人年：国際連合が女性の地位向上を目指して設けた国際年。

¹⁶ 国際児童年：国連総会で採択された〈児童の権利に関する宣言〉の採択20周年を記念して設けた国際年。

¹⁷ 国際障害者年：国連総会で、障害者の社会生活の保障・参加のための国際的努力の推進を目的として設けた国際年。

¹⁸ 国際高齢者年：国連総会で、「高齢者のための国連原則」（高齢者の自立、参加、ケア、自己実現および尊厳の実現）の普及・促進等のために国際連合が1999年（平成11年）に設定した国際年。

1993年（平成5年）には、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官¹⁹」が創設され、同年に開催された第49回国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）の10年間を「人権教育のための国連10年²⁰」とする決議が採択され、人権という普遍的文化を目指す行動計画が報告されました。

その後、2004年（平成16年）の「人権教育のための国連10年」が終了を迎え、国連人権委員会²¹の採択により、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画²²」が開始されました。その後、同年7月に初等中等教育に焦点を当て採択された「第1フェーズ行動計画」に取り組み、2010年（平成22年）からは、高等教育における人権教育等に焦点を当て採択された「第2フェーズ行動計画」に取り組んできました。

（2） 国内での取組

日本国憲法では、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を三大原則として定めています。その中で、「基本的人権の尊重」については、人が生まれながらに持っている権利で、最大限に尊重される必要があり、侵すことのできない永久の権利として日本国憲法に規定されています。

「基本的人権の尊重」については、法律に反しない限り国民の自由が保障されている「自由権」、人間らしい生活を国が保障する「社会権」、すべての日本国民は法の下で平等であって、性別や人種・思想によって差別を受けることのない「平等権」、政治に参加することのできる「参政権」、基本的人権が踏みにじられたときにその救済を求めることのできる「請求権」など多くの規定があります。このような中、憲法が保障する基本的人権の尊重を現実のものにするため、各種法律などの整備を行い、国際社会の一員として人権に関する条約に加入してきました。

また、1997年（平成9年）には、「人権教育のための国連10年」に対応した「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定し、関係府省での取組が開始されるとともに、「人権擁護施策推進法」を施行しました。2000年（平成12年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、2002年（平成14年）、同法に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

¹⁹ **国連人権高等弁務官**：すべての人がすべての人権を効果的に享受できるよう人権の促進と擁護を図り、人権のための国際協力を進め、国連システムの中であって人権に関する行動を活性化し、かつ調整し、新しい人権基準の発展を支援し、人権条約の批准を促進する者。

²⁰ **人権教育のための国連10年**：1995年から2004年まで、民主主義的な価値を育て、人権と基本的自由の尊重を強めるための人権教育の重要性が触れられた10年間。

²¹ **国連人権委員会**：国際連合の経済社会理事会に属していた機能委員会。現在は、国際連合人権理事会の設立により、廃止となっている。

²² **人権教育のための世界計画**：「第1次フェーズ計画」及び「第2次フェーズ計画」を総称した計画。

「人権教育のための国連10年」は2004年（平成16年）に終了しましたが、この間「男女共同参画社会基本法²³」、「児童虐待の防止等に関する法律²⁴」、「犯罪被害者等基本法²⁵」、「個人情報の保護に関する法律²⁶」等、個別の人権関係法の整備が行われました。

その後も、2004年（平成16年）に「発達障害者支援法²⁷」、2008年（平成20年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律²⁸」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律²⁹」などが制定され、法整備が進んでいます。

（3） 長崎県での取組

長崎県では、1997年（平成9年）の「人権教育のための国連10年国内行動計画」の策定を受けて、1999年（平成11年）に、「温もりと心の豊かさが実感できる社会の実現を目指して」を目標とし、「長崎県行動計画」を策定しました。

2001年（平成13年）には、「人権に関する県民意識調査」を実施し、その取組状況や社会情勢の変化を踏まえ、2003年（平成15年）には、改定行動計画を策定しました。

2005年（平成17年）には、「長崎県人権教育啓発センター³⁰」を開設し、効果的な人権啓発活動を推進するとともに、2006年（平成18年）には、国が2002年（平成14年）に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」と連携した、「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

その後、2010年（平成22年）に「人権に関する県民意識調査」を実施し、この結果や社会情勢の変化を踏まえ、基本計画の見直しを行い、2012年（平成24年）に「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂を行いました。

²³ **男女共同参画社会基本法**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する社会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とした法律。

²⁴ **児童虐待の防止等に関する法律**：児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。

²⁵ **犯罪被害者等基本法**：犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進することとした法律。

²⁶ **個人情報の保護に関する法律**：個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律。

²⁷ **発達障害者支援法**：発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。

²⁸ **青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律**：青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とした法律。

²⁹ **ハンセン病問題の解決の促進に関する法律**：ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るために制定された法律。

³⁰ **長崎県人権教育啓発センター**：一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりを目指す人権教育・啓発活動の拠点施設。

(4) 本市での取組

本市では、2006年（平成18年）に策定した松浦市総合計画において、市の将来像の一つ「自然と人のぬくもりに囲まれた住みよいまちづくり」を目指すために、「次代を担う子どもたちの健全育成、豊かで明るい高齢者社会を支えるまちづくりの推進、すべての人が安心して暮らせる社会福祉の充実、人と人とのふれあいを深めるまちづくりの推進」を掲げました。その中で、人権尊重への取組の推進として、「人権問題については、関係機関と連携をはかりながら、人権擁護委員による相談所を定期的に開設し、人権保護・促進に取り組みます。また、人権教育・啓発基本計画を策定するなど、人権尊重への取組をすすめ、意識啓発、人権・同和教育などの推進をはかっていきます。」としています。

この総合計画の目標を基本として、2011年（平成23年）に「松浦市人権教育・啓発基本計画」を策定し、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指して、人権講演会や人権教育に関する啓発を行うなど、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な方法による推進に取り組んできました。

第2章 計画の目標と基本方針

1 計画の目標 「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、だれからも侵されることのない基本的権利です。

すべての人々が個人としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、私たちの社会生活の基礎をなすものであり、個人の個性と能力が十分に発揮できる社会の基礎的条件です。

また、すべての人々が人権を享有する社会を実現するためには、人権が相互の間において共に尊重されることが必要であり、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う、人権の共存が求められます。

人権尊重社会を実現する担い手は、社会を構成するすべての人々であり、一人ひとりが人権の意義及びその尊重と共存の重要性について理性と感性の両面から理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、態度や行動に現れるようにする必要があります。

そこで、本基本計画では、市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の能力が十分に発揮できる社会、人権が共存し、ゆとりや楽しさ、「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を基本として、市民一人ひとりが人権尊重の態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することがあたりまえとなっているような社会を築くことを目標とします。

2 基本方針

これまでに人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けた課題も残されています。また、子どもの生きる力に大きく影響を与えるいじめや虐待、子どもが巻き込まれる犯罪が深刻さを増しています。

高齢化が進む中で、高齢者の尊厳が十分尊重されていない状況も見受けられます。また、未だ、障がいのある人への偏見や社会参加する場合の障壁は大きいものがあります。

同和問題³¹については、結婚問題や日常生活における差別意識も根強く存在しています。

外国人に対する入居制限や雇用における制約もみられます。また、H I V³²感染者・

³¹ 同和問題：日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題。

³² HIV：後天性免疫不全症候群。

ハンセン病³³患者などに対する偏見、原爆被爆者に関する問題、犯罪被害者の人権問題、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など様々な人権問題が存在し、その問題への対応が求められています。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、日本社会に根強く残る、集団と異なる文化、習慣、立場、行動を異質なものとして容易に受け入れないという精神的風土や、非科学的な因習や慣習にとらわれる意識の存在があります。また、人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実践する態度が人々の中に定着していないこともあります。

これらが、社会的に弱い立場の人や少数者に対する偏見や差別を生んでいる背景であるといわれています。社会的に弱い立場の人や少数者の立場を尊重するとともに、さらにその人たちのエンパワーメント³⁴を支援していくことは、活力ある共生社会の実現からもますます重要です。

このようなことから、人権課題について、法の下での平等、個人の尊重という普遍的視点からの取組を行います。

取り組みにあたっては、市民一人ひとりが自らの課題として、あらゆる機会を通じ、また、生涯にわたって人権教育に参加できるよう効果的な人権教育・啓発を推進します。

- ① 国、県、民間団体、企業などと連携協力し、学校・家庭・職場・地域社会など、あらゆる場・あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- ② 生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえた人権教育・啓発を推進します。

その際、学校教育と社会教育とが相互に連携し、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養に努めます。

- ③ 市民一人ひとりの人権の尊重の実現に深い関わりを持つ市職員、教職員、消防職員、医療関係者、福祉・保健関係者、社会教育関係者、マスメディア関係者に対する人権教育を推進します。
- ④ 各人権課題に対する取組については、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。

³³ ハンセン病：らい菌による慢性感染症で、主に皮膚と末梢神経に病変が生じる病気。

³⁴ エンパワーメント：本来は「力を付ける」という意味。自らの社会的立場と権利を自覚し、自己主張を始め、自らを変革するために立ち上がる力をつけていく過程と、そのための働き。

第3章 人権教育・啓発の推進

本基本計画は、人権教育を生涯学習の観点から、さらに効果的、積極的に推進し、市民一人ひとりが生涯のあらゆる場・あらゆる機会において人権教育に参加することにより、人権尊重社会を構築していくことを目標としています。

そのためには、学校・家庭・職場・地域社会などのあらゆる場や機会において、子どもから大人まで市民一人ひとりが主体的に人権教育関係の研修会に参加することや自主的な活動を行うことをとおして、人権教育・啓発をより一層浸透させることが必要です。

また、市職員、教職員、消防職員、医療関係者、福祉・保健関係者、社会教育関係者、マスメディア関係者は、一人ひとりが、人権が尊重される社会の実現に深く関わっている職業の担い手であり、それぞれの担当職務の遂行にあたって、常に人権に関する意識を持って臨むことも重要です。

さらには、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などへの人権問題、同和問題なども存在しているため、人権が尊重される社会の実現に向け、すべての人々がそれぞれの人権問題の本質を正しく理解し、具体的に態度や行動に表すことができるよう人権教育の推進も図る必要があります。

1 あらゆる場における教育・啓発

「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」を目指すには、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、人権教育・啓発を効果的、積極的に推進する必要があります。

そのためには、学校・家庭・職場・地域社会などのあらゆる場や機会において、研修会等を実施し、人権問題が身近な問題であるとの認識のもと、日常生活の中において具体的に態度や行動に表すことができるようにすることが重要です。

(1) 学校における人権教育

1) 経 過

国は、平成20年3月に「人権教育の指導方法などの在り方について（第三次とりまとめ）」を示しました。

その中で、人権教育の目標として、『児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること』とされています。

また、いじめを苦に自殺するなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、2013年（平成25年）には「いじめ防止対策推進法³⁵」が公布され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとなりました。

長崎県教育委員会は、1978年（昭和53年）に「長崎県同和教育基本方針³⁶」を定め、同和教育の推進、充実を図っています。また、人権・同和啓発資料「人権・同和教育をすすめるために」を作成し、県内の全教職員及び関係機関に配布するとともに、地区別人権・同和教育研修会などの各種研修会を実施し、人権教育が適切に行われるよう指導、支援に努めています。

また、長崎県においては、2012年（平成24年）3月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」の改訂を行いました。改訂版の中では、「人権問題の解決のために学校教育の果たす役割は大きく、それぞれの校種の教育目標の実現をめざした教育活動が展開される中で、幼児、児童生徒、学生が社会生活を営む上で必要な知識、技能、意欲・関心・態度などを確実に身に付けることを通じて人権尊重の精神の涵養を図ることが大切です。」とされています。

本市においては、2011年（平成23年）3月に「松浦市人権教育・啓発基本計画」を策定し、国及び県の基本理念と連動させ人権教育を推進してきました。松浦市教育委員会においても2015年度（平成27年度）に「松浦市教育振興基本計画」を策定し、「明るい社会づくりを目指す人権・教育の推進」を教育の課題に掲げ、計画に沿った事業を推進しています。

2) 現状と課題

学校（幼稚園・保育所も含む）においては、子ども個人の尊厳と個性を尊重し、一人ひとりを大切にする教育を実現しなければなりません。さらに、発達段階に応じて、子ども一人一人は権利の主体であるとの基本認識のもと、学校の教育活動全体をとおして、子ども自身が自分や他人の人権についての理解を深め、日常生活において自らの態度や行動に表すことができるようにすることが大切です。

近年、国内では、いじめや差別用語の発言などの差別事象が後を絶ちません。2011年に起こった東日本大震災時の福島第一原発事故による避難においては、小学生が避難先の小学校でいじめの対象にされるなど、根拠のない思い込みや偏見によるいじめや差別が大きな問題となっています。また、インターネットや携帯電話の普及に伴い、実際に相手と対面しての意見交換ではなく、匿名での書き込みができることから、発言に対する責任感がなくなり、メールやインターネット上での誹謗・中傷も大きな社会問題となっています。

³⁵ いじめ防止対策推進法：いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律。

³⁶ 長崎県同和教育基本方針：同和教育推進のため、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会の答申の趣旨に基づき、長崎県教育委員会が定めた同和教育基本方針。

こうした状況から、学校においては、教職員自らの人権感覚を磨くとともに、日常生活も含め人権が尊重される学校・学級づくりに努めることが肝要です。

具体的には、あらゆる教育活動をとおして人権教育を推進しながら、子ども一人ひとりが互いの人権について正しく理解し、日常生活における差別やいじめの問題を発見し、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力を育成することが必要です。

3) 具体的施策の方向

学校教育においては、一人ひとりの児童生徒が、発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、集団生活におけるルールやマナーを尊重し義務や責任を果たそうとする態度を養うことが必要です。また、様々な場面で具体的な人権問題に直面したとき、自らの問題として解決しようとする意欲や実践的な行動力を身に付けるような指導の充実も求められます。

こうした基本認識にたつて、次の施策の推進に努めます。

① 子ども一人ひとりを大切にする学校教育の推進

子ども一人ひとりの存在は尊いものであり、一人ひとりの持つ個性を最大限に引き出し、さらに伸長していく学校教育を実現することが大切です。このことから、教職員は、子どもの所属する様々な集団において、一人ひとりの個性が十分に発揮され、自分の存在はもちろんのこと、他人の存在も大切であることを自覚できるような教育活動を実施します。また、個に応じたきめ細かな指導をとおして、一人ひとりに「確かな学力」を身につけさせ、将来にわたって必要な「生きる力」を獲得できるようにします。

② 学校教育活動全体をとおした人権教育の推進

学校教育においては、自ら学ぼうとする資質や態度を身に付けるとともに、生命を大切にし、人権を尊重する心、他人を思いやる心など、豊かな人間性を核とした「生きる力」の育成が必要となります。そのためには、教科のねらいに即した指導はもちろんのこと、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間を意図的、計画的、継続的に関連づけて指導することが重要となるため、市内全小中学校において、「人権教育・平和教育全体計画」を作成し、学校教育活動のあらゆる場面において、人権教育・平和教育の充実に取り組みます。また、子ども一人ひとりが人権問題を自らの問題と捉えながら、将来にわたって人権尊重の態度や行動がとれるよう、教科の時間にとどまらず日常生活の様々な場面における指導の充実を図ります。さらには、8月9日の「長崎原爆の日」を登校日とし、戦争や原爆の悲惨さ、生命の尊厳について学ぶ取組を市内小中学校で引き続き実施します。

③ 同和教育の成果を生かした人権教育の推進

これまでに取り組まれてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解

決に生かし、人権教育の充実を図る必要があります。

このことから、同和問題の解決があらゆる人権問題の解決につながることを基本とし、人権教育の充実、推進に努めます。

④ 子どもの発達段階に応じた人権教育の推進

子どもの発達段階に応じ人権尊重の意識を高め、偏見や差別のない社会づくりに自ら取り組んでいこうとする実践力を身につけさせることが重要です。例えば、仲間づくりが苦手な子どもや動作が遅い子ども、障がいのある子ども、集団生活にとけ込みにくい子どもに対する偏見や差別的な言動、いじめを見逃すことなく、相手の人権を尊重した行動ができるよう適切な指導を行います。

また、一過性の指導に終わることなく、あらゆる機会や場において適切に指導を行い、将来にわたって、人権を侵害することなく、自他を大切に思う心や態度が身につくような人権教育を推進していく必要があります。

㉞ 就学前段階

この段階では、幼児が、家庭をはじめ、幼稚園などの集団生活において、自分が大切にされていることを実感し、自尊感情をもてるように指導することが重要です。このことに伴い、他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようになります。

このことから、子どもに人権尊重の精神が芽生えるよう、遊びを中心とした生活指導を実施するとともに、人との関わりを重視した指導に努めます。

㉟ 小・中学校段階

この段階は、知的能力や社会性が大きく発達するとともに、様々な行動の仕方を身につけ、人間としての生き方への関心が高まる時期です。そこで、児童生徒の発達段階に即して興味・関心を喚起し、日常生活の中から偏見やいじめの言動をとらえ人権感覚を育成し、自らを振り返りながら自分の大切さとともに他人の大切さを認めた人権尊重の行動がとれるよう指導します。具体的には、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体をとおした人権教育を意図的、計画的に実施します。

学習指導要領においても、基本方針の中で、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活場面に生かすことが示されているほか、指導上の配慮事項として、多様な人々と関わり合う機会を設けることが記されています。

⑤ 教職員研修の計画的な実践

教職員自らが人権感覚を磨き、人権をとおしての教育が学校全体に浸透するとともに、教育の担い手である教職員の人権尊重の理念に基づいた指導力の向上を図るため、市内すべての学校で校内研修を充実させます。

また、長崎県教育委員会による地区別人権教育研修会及び市主催の人権講演会への積極的な参加を推進します。

⑥ 学校・家庭・地域社会の連携

幼児、児童生徒が主体的に人権について学習し、問題解決のために必要な態度や

行動に表すことができるよう、次のような活動を実施しながら学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進します。

- ・学校教育で取り組んでいる人権教育の内容を家庭や地域社会に知らせたり、人権教育に関わる学校行事での取組に保護者や地域の方に参加してもらうなどの相互交流を図ります。
- ・地域社会における取組に学校側も積極的に参加し、情報交換に努めながら、社会性や豊かな人間性を育む多様な体験活動をとおして子どもの人権意識を高めます。

(2) 家庭、地域社会における人権教育

1) 経 過

長崎県においては、学校・家庭・地域社会・行政が一体となって子ども一人ひとりを守り育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」が2001年（平成13年）から実施され、2008年（平成20年）には長崎県子育て条例に重要施策として盛り込まれました。

また、2009年（平成21年）には、「長崎っ子を育む行動指針³⁷」の中から、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、企業で重点的に取り組んでほしい10項目を選んだ「ココロねっこ10（テン）」がまとめられ、それぞれの実践化を目指しています。

県北地域においては、国、市町、人権擁護委員協議会及びその他の人権啓発の実施主体が、地域の実情に応じて相互に連携する佐世保・平戸人権啓発ネットワーク協議会³⁸を設置して、人権啓発運動を総合的、効果的及び効率的に実施しています。

本市では、保護者やP T A役員及び社会教育関係者を中心とし、県主催の社会人権・同和教育地区別研修会や社会人権・同和教育推進懇話会、中央研修会への参加等により、人権教育の推進に努めています。また、2008年（平成20年）からは、毎年12月の人権週間に合わせて、平戸人権擁護委員協議会と協力し人権講演会を実施してきました。さらには、家庭教育を支援するために、P T A研修会の開催や、出前講座なども実施しています。

2) 現状と課題

「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現」のためには、社会教育の場において人権に関する研修会等を実施し、一人ひとりの人権が尊重され、生きがいのある生活を送ることができるように、人権問題を自らの問題として捉え、その問題解決のために必要な態度や行動に現れるようにすることが大切です。

家庭教育は、個人の人権を尊重し、生命の尊さを認識させ、基本的な生活習慣、豊かな情操や倫理観、自分や他人を大切に感性と行動を育てていくなど、子どもの

³⁷ 長崎っ子を育む行動指針：ココロねっこ運動の中で、県民に取り組んで欲しい項目を定めた指針。

³⁸ 佐世保・平戸人権啓発ネットワーク協議会：長崎地方法務局佐世保支局及び平戸支局管轄区域に所在する国，地方公共団体，人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が，地域の実情に応じて相互に連携することにより，佐世保・平戸地域における人権啓発活動を総合的，効果的かつ効率的に実施することを目的とした組織。

人格形成に大きな役割を果たします。しかし、今日の家庭の状況をみると核家族化、少子化が進行するなか、子どもに暴力を振るう、食事を与えないなどの児童虐待（身体的虐待やネグレクト³⁹など）も発生しており、子育てに不安や悩みを抱え込んでいる親も少なくありません。また、東日本大震災時の福島第一原発事故による根拠のない思い込みや偏見によるいじめや差別なども大きな問題となっており、子どもの環境を見守ることも重要となっています。

このような状況を踏まえ、親が子に対して豊かな人間性を育み、いじめ等に対する正義感や公正を重んじる心、自分や他人を大切にできる心、人権を尊重する心を育てながら、一人ひとりの人権を大切にできる家庭教育が図れるよう支援する必要があります。

また、社会教育においては、人権講演会を開催していますが、まだ講演会への参加者は少ない状況です。人権に関する教育・啓発活動を継続して実施することが必要であることから、あらゆる人権問題について正しい理解と認識を育てながら、学校はもとより、家庭、地域社会が一体となって人権尊重社会づくりを推進していくことが求められます。

3) 具体的施策の方向

(家庭教育)

家庭はすべての教育の出発点であるとともに、子どもの人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすものであるとの認識に立って家庭教育の充実を図ります。特に、親自身が他人に対して偏見を持ったり、傷つけたりしないことを子どもに示していくことが重要であるため、親子がともに人権意識を高めるための学習機会の提供に努めるとともに、次の施策を推進していきます。

① 子どもの心と向き合う教育相談体制の整備

・学校教育課と子育て・こども課が情報を共有し、連携して児童生徒、保護者、家庭への支援に努めるとともに、児童虐待問題等の未然防止、早期解決に取り組みます。

② 家庭教育推進活動の実施

・保育所・認定こども園や学校等が連携し、就学前から児童生徒期を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。

・家庭教育の重要性を認識するための啓発活動を行います。

・PTA研修会の折に「ながさきファミリープログラム⁴⁰」を実施し、親同士のつながりを深めるとともに、家庭における生活習慣の確立や、親の家庭教育に関する学びを支援します。

③ 保護者の学習の推進

・保護者が自ら学び、親として育ち、力を付けるために、情報の提供や啓発活動を

³⁹ ネグレクト：児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待のひとつ。

⁴⁰ ながさきファミリープログラム：子育ての不安や悩みを参加者同士が話し合いながら楽しく学ぶ講座。

行います。

- ・保護者の家庭教育を行う力を向上させるため、PTAなどを通じて、保護者間での情報交換の促進を図ります。

(社会教育)

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題として取り上げ、家庭教育の充実も考慮しながら、人権に関する学習機会の場を確保し、内容の充実、改善を図る必要があります。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において自分なりの態度や行動に現れるようにすることが大切となるため、次の施策を重点的に推進していきます。

① 学校・家庭・地域・関係機関の連携推進

- ・地域における青少年健全育成活動の促進や学習支援、部活動の指導、子育て・子ども課との連携など、様々な取組を推進します。
- ・共働き家庭の子どもが保育所から小学校に上がる際、保育所に預けていた時間は小学生になると預けられなくなる「小1の壁⁴¹」の問題解決のため、子どもの見守り環境の整備を図ります。
- ・学校と地域の円滑な連携を図るためのサポート役として、地域の拠点施設としての公民館の活動を充実させます。

② ココロねっこ運動の推進

- ・「ココロねっこ運動」の気運を醸成していくため、広報活動を行います。
- ・「ココロねっこ運動」を推進し、地域総ぐるみで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

③ 有害環境の点検と浄化

- ・長崎県少年保護育成条例⁴²に基づき、有害図書等の区分陳列等の立ち入り調査を行います。
- ・長崎県が養成しているメディア安全指導員⁴³の資質向上を図り、より多くの保護者・児童に対し、インターネット、メディアとの関わり方に関する指導・啓発を行います。

④ 人権教育・啓発活動の推進

- ・人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができるようにするため、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、生涯学習を通じて人権について学べるよう、人権に関わる講演会や出前講座等を開催し、人権教育・啓発を推進します。（ ・人権を考える講演会 ・暮らしの中の人権を考える出前講座 ）

⁴¹ 小1の壁：共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題。

⁴² 長崎県少年保護育成条例：少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はそのおそれのある行為を防止するとともに、少年をとりまく社会環境を浄化し、もって少年の健全な育成を図ることを目的とした条例。

⁴³ メディア安全指導員：長崎っ子のためのメディア環境協議会が実施した「メディア安全指導員養成講座」を修了した指導員。

(3) 企業、団体における人権教育・啓発

1) 現状と課題

企業や団体は、経済活動を行うことにより、地域の発展に寄与するだけでなく、雇用創出による労働者の生活基盤確保の役割でも重要なものです。

しかし、近年、リストラ、過労死、セクシュアルハラスメント⁴⁴（以下「セクハラ」と言う。）、パワーハラスメント⁴⁵（以下「パワハラ」と言う。）及びマタニティハラスメント⁴⁶（以下「マタハラ」と言う。）など、労働者の人権に関わる問題が社会問題化しており、企業そして事業主の人権意識が問われる時代になっています。

このような時代の中、全ての人が、雇用条件や雇用環境において等しい機会を与えられることは基本的、かつ、重要なことであり、企業、団体が性別や高齢者、障がいのある人、同和問題などにおいて十分な人権への配慮を行うことが必要です。

市内企業についても、高齢者、女性、障がいのある人が、性別による偏った採用となっていないか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき定められた障がいのある人を雇用する割合（法定雇用率）を満たした雇用となっているか、及び長引く景気低迷による企業リストラの対象になっていないか危惧されるところです。

2) 具体的施策の方向

長崎県雇用支援協会と連携を図りながら、企業や事業主に対しての採用選考時の人権に係る基本的な事項について啓発に努めていくことが重要であると考えます。

そこで、次に掲げる施策を推進していきます。

- ① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保のために、市が率先して採用における性別による差別がないよう配慮していくとともに、企業、団体に対する啓発活動にも力を注いでいきます。
- ② 高齢者や障がいのある人の雇用に対する各種助成制度が国において実施されていることから、市の広報誌などで事業主へ周知していきます。
- ③ 雇用に関わる様々な人権問題に対応するため、長崎県内では50人以上を常時雇用する事業所へ公正採用選考人権啓発推進員の設置が進められており、このような事業所に対し、市が主催する人権講演会への参加を呼びかけるとともに、推進員に対する研修会を支援するために、県、公共職業安定所など関係機関との連携を深めていきます。
- ④ セクハラ、パワハラ、マタハラ等の様々な人権課題について、企業、団体が自ら積極的に人権教育に取り組んでいくよう経済関係団体に対し要請します。

⁴⁴ セクシュアルハラスメント：相手が不快と思う性的言動によって、個人の尊厳を傷つけ、就労等の遂行を困難にすること。

⁴⁵ パワーハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させること。

⁴⁶ マタニティハラスメント：働く女性が妊娠・出産を理由に解雇されることや、職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

(4) その他の研修・啓発

人権教育に関する学習の機会としては、就学前の教育や学校教育・家庭教育・社会教育、職場内研修・啓発が重要な位置を占めていますが、さらに広く、市民一人ひとりが人権を尊重することの理解を深めるための研修・啓発も行う必要があります。

このことから、研修・啓発にあたっては、次の点に配慮します。

- ① 「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、また、「様々な人権問題がどういう内容や状況であり、なぜ存在するのか」についての正しい認識を持つとともに、それらの認識が、日常生活の中で態度や行動に根づくような研修・啓発を実施します。
- ② 人権問題は他人事ではなく、それぞれが時には無意識のうちに他人の人権を侵害し、逆に侵害される立場に立たされる可能性があることについての認識を促します。
- ③ 女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人に十分な配慮を行うなど、人権侵害を受ける側の立場に立つことが必要です。

また、研修・啓発の手法については、次の点に配慮します。

- ① 学校・職場・地域社会において、これまで実施してきた様々な取組、蓄積してきた同和問題、人権問題解決の手法に加え、常に新しい手法を取り入れながら、教育効果を高めます。
- ② 研修の目的、内容、対象に応じて、市の広報誌や冊子などの印刷媒体を活用するとともに、啓発冊子やリーフレット、イベントの情報を関係機関へ配布し効果的な啓発を図ります。
- ③ 研修、講座において、講義だけでなく、体験的参加型学習、共同作業、コミュニケーションの要素を取り入れた手法の充実を図ります。
- ④ 啓発冊子、リーフレットの内容の充実とともに、啓発映画やビデオなどの視聴覚教材の整備、充実を図り、フィルムフォーラムの手法について研修を進めます。

2 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

市職員、教職員、消防職員、医療関係者、福祉・保健関係者、社会教育関係者、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い特定職業従事者は、市民一人ひとりの人権擁護に大きな影響力を持つ立場にあり、その職務の遂行にあたっては常に人権意識を持って臨むことが求められます。

そのためには、様々な人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重の視点に立って適切な対応ができるよう、人権教育を積極的かつ定期的に行う必要があります。

(1) 市職員に対する人権教育

市職員は、住民の基本的な人権を保障する立場にあり、人権を尊重した行政の推進には、職員が豊かな人権感覚を持つことが求められます。

このことから、市職員に必要な人権意識をそれぞれの職員が身に付けるよう、人権講演会等の各種人権研修会への参加を促します。

また、公権力の行使や社会的に弱い立場にある人に接するような業務に携わる者については、対象者の人格の尊重、個人の秘密保持、公平な処遇の確保、及び人権教育を計画的に実施します。

(2) 教職員に対する人権教育

子どもの人権が保障され、子ども自身が自らの人権意識を高めるためには教職員の研修が重要です。そのために、人権教育に関わる各学校での研修を充実させるとともに、人権講演会等の各種研修会への積極的な参加を促します。

(3) 消防職員に対する人権教育

地域住民の生命、身体、財産の安全を守る消防職員は、火災現場、災害発生時、救急出動等において、市民生活と密接に関わる職務であるため、十分な人権尊重の立場に立った活動が求められます。今後も市職員及び教職員同様、人権講演会や人権研修会等への参加を促すなど、計画的に研修を実施します。

(4) 医療関係者に対する人権教育

様々な患者と日々接する機会が多い医療関係者が、患者の人権を尊重することの重要性を認識し、インフォームドコンセント⁴⁷の理念の理解や、医療に関する苦情や人権に関わる相談に対応するため、患者の立場に立った接遇のレベルアップが必要となります。今後も、人権意識を一層向上させるよう、医療機関に対し人権教育の推進と充実を要請します。

⁴⁷ インフォームドコンセント：正しい情報を得た（伝えられた）上での合意。

(5) 福祉・保健関係者に対する人権教育

高齢者、子ども、障がいのある人からの各種相談を受け、日常生活全般に対する密接な関係を保持している福祉・保健関係者に対し、対象者の人格の尊重、個人の秘密保持、公平な処遇の確保などが求められるため、人権教育の充実を関係機関に要請します。

(6) 社会教育関係者に対する人権教育

地域社会での人権教育の指導者となる社会教育関係者は、様々な人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活でも態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められます。特に、社会教育主事や公民館職員などの社会教育関係職員に対しては、指導者としての資質や人権意識の向上に向けた研修の充実に努めます。

(7) マスメディア関係者に対する人権教育

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアからの情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響を及ぼすため、人権の尊重はもちろん、偏見と差別をなくす視点に立ったマスメディアの活動が行えるように、マスメディア関係者に要請します。

3 推進環境の整備

人権教育・啓発活動を効果的に推進するために、人権教育・啓発の実施主体の体制や人権教育・啓発を推進する環境を強化、充実していく必要性があります。特に、市の実態に応じた人権教育・啓発活動を推進していくために、市や学校、社会教育関係団体の人権教育・啓発の実施主体が持っている教育力を発揮しながら、互いに連携、協力することが何よりも重要です。

また、2005年（平成17年）4月に長崎県が設置した人権教育・啓発活動の拠点施設としての「県人権教育啓発センター」や「平戸人権擁護委員協議会」などと連携をとりながら、広報啓発活動や教育研修活動を効果的に推進するとともに、人権教育・啓発の情報提供をするなど、本市における人権教育・啓発活動をより一層、積極的に推進するための環境整備に努めます。

(1) ネットワークの構築

- ① 人権教育・啓発をより効果的に推進するために、国や県、市町、関係団体がそれぞれの推進体制を強化、充実させるとともに、互いに教育効果を高めるために連携、協力する推進体制の整備を図ります。
- ② 県や各市町の人権教育指導者及び県・市教育委員会との連携を基盤に、関係団体の協力、支援を図りながら、地域の実態に応じた人権教育が推進できるような推進環境の整備に努めます。

(2) 人材の育成と活用

互いに人権感覚を高め、様々な人権問題の解決を図るために、学校教育、社会教育のあらゆる学習の場において人権教育・啓発を推進することが求められます。

そのためには、各分野にわたる人権問題の研修・啓発を行う身近な指導者や効果的な人権教育・啓発の企画立案者の育成が必要です。

社会教育の場において人権教育の指導ができるよう、「県人権教育啓発センター」との連携を図ります。

(3) 教材の活用

教材については、学習する側の実態やニーズに対応できるよう配慮しながら、参加型の学習を取り入れた教材の活用に努めます。

〈活用の手法〉

- ① 様々な人権問題に対する基本的知識、実態に関する認識、法令に関する認識を高めるよう考慮します。
- ② 対象者の年齢や意識、知識、習熟度の実態や興味関心に応じ、基礎的な内容から専門的な内容まで体系的、段階的な教材の活用に努めます。

- ③ 地域住民の生活と結びつき、家庭、地域、職場など、身近な問題に気づかせるように学習者の実態や地域に根ざした教材の活用に努めます。
- ④ 様々な人権問題に対する科学的認識を高めることや、生命の尊重、自己理解、他者理解、国際理解を深めるための教材の活用に努めます。
- ⑤ 教材の活用にあたっては、高齢者や障がいのある人への対応など、教材を使用する立場に立って十分な配慮を行うとともに、国際社会において開発、蓄積されている人権教育教材の効果的な活用を図ります。
- ⑥ 学校教育で活用する教材は、単なる知識や理解に重点を置くばかりでなく、身近な題材をもとに体験的に学ぶことをとおして、自らの問題として受け止め、日常生活においても態度や行動に表すことができるよう配慮します。なお、発達段階に応じた教材の活用のため、次のことに留意します。
 - ・幼稚園などにおいては、発達段階に応じて、絵や写真を使った教材、玩具など、具体物を生かした教材の活用に努めます。
 - ・小・中学校段階においては、児童生徒の興味、関心を引き出せるよう身近なことを題材とした教材や日常生活において自ら実践する能力や態度を育む教材の活用に努めます。

(4) 学習プログラムの活用

人権教育は、生涯学習の視点に立って意図的、計画的に実践することが大切です。そして、様々な人権問題について基礎的な知識の習得にとどまることなく、自らの問題解決にむけて行動することを目標とした学習計画が必要となってきます。併せて、参加者の実態や年齢、ニーズを把握し、しっかりした目標設定の上で、参加者相互の意見交流をとおして学習を進めなくてはなりません。このように、自らの問題であるとの認識のもと、参加者一人ひとりが主体的に学習する、ひいては日常生活においても行動や態度に現せるようにするという目標を設定した学習プログラムの活用に努めます。

〈活用の手法〉

- ① 幼児期は人格を形成する上で重要な時期であるとともに、自他の存在や生命の尊重、基本的な人間関係など、人権意識の醸成の基盤をなす時期です。家庭教育と連携した幼稚園などの教育内容、保育内容の充実と人権教育の意図的、計画的な取組のための学習プログラムの活用に努めます。
- ② 小・中学校における人権教育については、様々な人権問題の本質を正しく理解し、将来にわたって人権尊重の態度や行動を自らとることができるよう、教育活動全体での指導内容を体系づけた学習プログラムの活用に努めます。
- ③ 地域社会における人権教育の推進は、教育委員会、社会教育関係団体が地域住民の人権意識、課題、ニーズなど、地域の実態に応じた人権教育が実践できるような学習プログラムの活用に努めます。

(5) 情報提供システムの充実

生涯学習社会の中にあって、人権に関する学習がいつでも、どこでも気軽に学べるようにするため、講師及び啓発資料関係をはじめとする様々な情報の収集、提供に努め、市民のニーズに応える情報提供システムの充実を図ります。

具体的には下記事項について取り組みます。

- ① 国や県、民間団体と連携し、研修講師及び企画立案者、啓発リーダー、相談機関などに関する様々な情報を収集し、また、図書、ビデオ、教材を整備するなど、人権教育・啓発に関する情報提供の充実を図ります。

4 相談・支援体制の整備

社会人権・同和教育部門を含め人権同和施策の一元化を図り、施策を効果的に推進することを目的とした「県人権教育啓発センター」を中心とし、人権教育・啓発活動の拠点として相談や支援体制の強化を図ります。

(1) 相談機能の整備・充実

「県人権教育啓発センター」には、女性や子ども、高齢者や障がいのある人など個別の人権課題に関わる問題に対して、専門的に対応する相談機関が整備されており、様々な人権相談の窓口となっています。

また、法務局においては、人権擁護委員協議会主催のもと、年2回、特設人権相談所を設置し、人権侵害に対する対応が行われています。

本市においても、児童相談所や知的障害者更生相談所などの専門機関を開設するとともに関係各課において、人権に関する悩みの指導・相談などを行っていますが、人権に関する相談は多種多様であり、複雑なケースが多いため、初回相談の対応が重要となっています。そこで、「県人権教育センター」や人権擁護委員など、相談内容に応じた適切な部署・機関への取次ぎと情報の共有化を行い、連携して問題の解決に努めるとともに、更なる連携強化を図ります。

(2) 支援体制の強化

「県人権教育啓発センター」の役割や機能を広く周知し、学校や企業などでの教育・研修活動への支援を進めていきます。

また、法務大臣から委嘱され市内を活動区域とする人権擁護委員との連携を図りながら、人権相談や人権侵害に関する支援を進めていきます。

第4章 重要課題別の施策の推進

1 女性の人権

(1) 経過

男女平等の理念は日本国憲法に明記されており、法制上においても男女雇用機会均等法等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担の意識は、今なお社会に根強く残っており、このことが女性が社会で活躍することや男性が家庭や地域での生活に積極的に関わっていくことを困難にしています。また、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力（以下「DV」と言う。）、ストーカー行為⁴⁸、職場等におけるセクハラ、パワハラ、マタハラの問題も女性の人権に関する重大な社会的問題となっています。

このような女性の人権問題の改善に向け、国においては、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」、2000年（平成12年）には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などが施行されました。また、2015年（平成27年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」と言う。）」が施行され、あらゆる場への女性の参画推進が図られることとなりました。

長崎県では、長崎こども・女性・障害者支援センター⁴⁹に、配偶者暴力相談支援センター⁵⁰の機能が整備された婦人相談所を設置し、配偶者からの暴力、家庭内の破たんなど、生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を支援しています。また、佐世保こども・女性・障害者支援センターでも女性に関する相談に対応しています。

本市においては、2004年（平成16年）に松浦市男女共同参画推進懇話会を立ち上げ、2008年（平成20年）には、「松浦市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた各種の啓発活動を推進しています。

(2) 現状と課題

2012年度（平成24年度）に内閣府が実施した「人権に関する世論調査」によると、女性に関する人権で問題がある項目としては、多い順に「セクハラ」、「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい）」、「DV」となっています。

⁴⁸ ストーカー行為：特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返す行為。

⁴⁹ 長崎こども・女性・障害者支援センター：特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援の機関。

⁵⁰ 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした機関。

本市においては、まず、「松浦市男女共同参画計画」に基づき、男女の均等な雇用機会の実現と待遇の確保に向け、①男女雇用機会均等法などの定着促進、②女性が働きやすい職場づくりの推奨、③セクハラ防止の推進を図るべく、国・県等の広報誌等を通じて推進を呼びかけています。

雇用環境に関しては、「女性活躍推進法」の策定に伴い、300人以上の労働者を雇用する企業については、従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、計画期間、目標などを定めた「一般事業主行動計画」の策定を義務付けました。市役所においても、職場環境の改善に向け、女性職員の活躍推進に向けて問題点を把握し、改善に向けた目標を達成できるよう、「松浦市特定事業主行動計画⁵¹」を策定しました。

また、セクハラ、パワハラ、マタハラは、被害者にとっては精神的なダメージが大きく、退職につながりかねないため、職場における規則の整備などの防止対策が必要となります。

さらに、DV、性犯罪、ストーカー行為等の女性に対する暴力も女性の人権を侵害するものであり、暴力に対する更なる対策の必要が求められます。

(3) 具体的施策の方向

男性と女性が平等な立場で、参加・参画することができる社会を実現することが求められています。また、女性活躍推進法の制定に伴い、女性自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることも重要視されています。

このようなことを踏まえ、男女共同参画社会の実現のために、次の各種施策を推進します。

① あらゆる分野における女性の活躍

あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍を推進するとともに、家庭・地域における男女共同参画の推進を図ります。

② 安全・安心な暮らしの実現

女性等に対するあらゆる暴力の根絶を図るとともに、生涯を通じた男女の健康の保持・増進を図ります。

③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会の実現に向けた支援基盤の整備、教育を通じた男女共同参画の推進を図るとともに、男女共同参画の意識改革に向けた啓発・普及の推進に努めます。

⁵¹ 松浦市特定事業主行動計画：松浦市が、職員を雇用する事業主としての立場から、職員の仕事と子育ての両立や女性の職業生活における活躍の推進等に関する取組内容及び数値目標等を定めた計画。次世代育成支援対策法及び醸成活躍推進法に基づくもの。

2 子どもの人権

(1) 経過

子どもたちは未来を担う大切な宝です。少子化が進む中、子どもを持つ家庭にやさしい社会が求められており、安心して子どもを産み、育てられるよう次世代育成支援の取組を積極的に推進することが求められています。

このことに伴い、国においては、2003年（平成15年）に「次世代育成支援対策推進法⁵²」を制定し、2005年（平成17年）には、10年間の時限立法として、各自治体に、前期・後期各5年間の「次世代育成支援地域行動計画⁵³」の策定を義務付けました。また、児童虐待への対応については、国において2004年（平成16年）に「児童虐待防止法⁵⁴」が改正され、児童虐待の定義が見直されるとともに、「児童福祉法⁵⁵」も順次改訂され、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化のため、関係機関が連携を図り対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置が進められました。さらに、深刻化するいじめ問題に、学校が組織的に対応することはもとより、関係機関や地域社会が総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、2013年（平成25年）には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

本市においては、子どもをめぐる問題に対して、子育てに関係のある機関が連携し、きめ細やかな支援を行うため、2005年（平成17年）10月に「松浦市子どもサポート推進協議会」を設置するとともに、次代を担う子育て支援策を迅速かつ重点的に推進するため、同年に「松浦市次世代育成支援前期行動計画」を策定しました。2010年（平成22年）には、同後期行動計画を策定し、「心通わせ子育て安心、たくましい子等の育つまち」を基本理念として総合的な子育て支援を行ってきました。子どもや家庭を取り巻く環境等が大きく変化する中、2012年（平成24年）8月には「子ども・子育て支援法」が公布され、子ども・子育て支援制度においても「松浦市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承し、かつ、子ども・子育て支援制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2015年（平成27年）に「松浦市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

⁵² 次世代育成支援対策推進法：次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。

⁵³ 次世代育成支援地域行動計画：次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援に関する様々な施策を盛り込んだ計画。

⁵⁴ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）：児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。

⁵⁵ 児童福祉法：全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することを規定した法律。

(2) 現状と課題

本市の出生数の推移をみると、平成23年度から平成24年度にかけて若干増加したものの、平成25年以降減少傾向となっています。一方、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数）の推移をみると、平成18年から平成24年にかけて増減はあるものの、平成26年では2.13人となっており、同年の長崎県の1.66人、全国の1.42人と比較すると、大きく上回っている状況にあります。

しかし、全国的にみられる近年の少子化や核家族化、都市化の進展とこれらに伴う地域社会における連帯感の希薄化を背景に、家庭や地域での子育ての機能や教育力が低下する等、子どもの教育環境や家庭を取りまく環境は大きく変化しています。

このような状況の中、子どもたちの高等学校や大学などへの進学率は上昇し、体格の向上や様々な文化を受け入れる柔軟な考え方がみられる一方で、経済的諸条件による進路の問題、生活体験や自然体験の不足、社会性の低下とともに、子ども自身の「いのち」に対する認識の希薄化や自尊感情の低下、感情表現の乏しさなどの問題が生じています。大人社会の反映として薬物の乱用、暴力や性など有害情報の氾濫、携帯電話での「出会い系サイト」による性的犯罪など子どもの性を商品化し、搾取する事件が後を絶たないといった憂慮すべき状況もあります。

また、学校におけるいじめも、児童生徒の心身に大きな影響を及ぼす深刻な問題であり、人として許されない行為です。このことを受け、本市においては、2014年（平成26年）に「いじめ防止対策推進法」の規定に基づく、「松浦市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止及び早期発見に努めています。

さらには、ひきこもりや不登校の問題も依然深刻で、近年はスクールセクハラといった新たな問題も指摘されています。

このようなことから、今後は、学校・家庭・地域社会が十分な連携を図りながら、それぞれの役割を果たすことにより、子どもたちに自分や自分以外の人も大切にできる心を育てつつ、豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、すべての人の命を大切にできる人権尊重の気持ちを育んでいくことが必要です。

(3) 具体的施策の方向

「松浦市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年から平成31年度）を総合的・計画的に推進し、社会全体で子どもと子育てを支える環境づくりに取り組み、次に掲げる各種施策を推進します。

① たくましい子どもを育む教育・保育の環境の整備

子どもを育てるためには、教育・保育の環境が重要となるため、教育・保育等サービスの充実を図るとともに、家庭及び地域の教育環境づくりに努めます。

② 保護者の主体的な子育てを支える仕組みの構築

子育てを行うには、行政を含め、様々な機関からの支援が必要となります。

そこで、子育てに関する相談などを行う子育て支援ネットワークの構築を図るとともに医療費の助成や保育料の軽減など、経済的支援も行います。

③ 健やかに産み育てることができる環境の整備

子どもを健やかに産み育てるためには環境の整備が必要となります。そこで、乳幼児健診、乳幼児相談などの母子保健の充実を図るとともに、小児医療の支援に努めます。

④ 子どもの最善の利益を支える仕組みの構築

子どもの最善の利益を支える仕組みが必要となります。そこで、いじめの根絶を図ることはもとより、児童虐待防止などの要支援児童対策を図るとともに、障がいのある子どもと家庭及びひとり親家庭等への支援などを行います。

⑤ 仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

職場における子育て意識の啓発を行うとともに育児休業制度や短時間看護休暇制度の周知徹底と取得促進、再就職・再雇用に対する支援を実施します。

3 高齢者の人権

(1) 経過

わが国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進んでいます。2014年（平成26年）には高齢化率が24.7%に達し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年（平成42年）には31.8%にまで高齢化率は上昇し、人口の3人に1人が65歳以上になると推計されています。

このようなことから、2000年（平成12年）には「介護保険制度⁵⁶」が導入され、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みが作られました。さらには、2005年（平成17年）に「介護保険法⁵⁷」が改正され、市町村に地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う「地域包括支援センター⁵⁸」の設置を義務付けるとともに、新たに「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律⁵⁹」が制定されました。

(2) 現状と課題

本市においては、2014年（平成26年）時点で、65歳以上の高齢者は7,719人、高齢化率は31.6%となっており、国が示す2030年（平成42年）の将来推計31.8%にせまるように高齢化が進んでいる状況にあります。このような状況を踏まえ、介護保険制度の円滑な運営と高齢者が暮らしやすいまちづくりを目指し、2015年（平成27年）には、第6期松浦市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、高齢者支援のための様々な事業を実施しています。

人権に関わる問題としては、認知症高齢者、要介護者に対する人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇や身体拘束、財産管理や遺産相続に絡んだトラブルや悪徳商法による被害が増加するなどの問題が生じています。また、高齢者に対する虐待などの人権侵害も生じており、高齢者の人間としての尊厳の確保やプライバシーの保護を図るための各種の対策を充実していくことが求められています。さらには、今後の高齢社会の進展に伴う高齢者施策は、保健・医療・福祉の分野にとどまらず、社会経済全般に関わる課題としてとらえ、経済、労働、文化、教育、住宅などを含めた幅広い分野での対応が求められます。

これらの対応は個人の自助努力はもとよりそれを支える家庭・地域社会・企業・行政が相互に役割を分担し、協力しあって推進することが必要です。

⁵⁶ 介護保険制度：社会保険の仕組みによる高齢者の介護を保障する制度。

⁵⁷ 介護保険法：加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった者に対し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。

⁵⁸ 地域包括支援センター：在宅介護生活を送る要介護者やその家族にとっての相談窓口。

⁵⁹ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律：高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。

(3) 具体的施策の方向

地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）を構築するとともに、地域における見守り体制の構築や地域支援事業における権利擁護事業の強化を図るため、次に掲げる各種施策を推進します。

① 在宅医療・介護連携の推進

市が主体となって医師会等の協力を得ながら、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を推進していきます。

② 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制等を強化していきます。

③ 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、多様な主体による生活支援サービスの充実を目指していきます。また、元気な高齢者が担い手として活躍できるよう支援していきます。

④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人のニーズに応じた住まい方が確保されるよう、介護サービス事業者との連携や、住宅にかかる各種施策と調整を図りながら推進していきます。

⑤ 権利擁護事業の強化

地域住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に解決できない問題を抱えた高齢者に対して、有識者による地域ケア会議の実施、成年後見制度の活用等、専門的・継続的な視点による権利擁護のための支援を行います。

4 障がいのある人の人権

(1) 経過

わが国においては、障がい者福祉に関してその国際的動向を踏まえ、1993年（平成5年）に「障害者対策に関する新長期計画⁶⁰」を公表し、同年には「障害者基本法⁶¹」を制定しました。これにより、リハビリテーションとノーマライゼーション⁶²の理念のもとに福祉施策を展開しました。

1995年（平成7年）には「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」により重点施策を示し、2002年（平成14年）には「障害者基本計画⁶³」を策定するとともに、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、「重点施策実施5か年計画」に基づく施策に取り組みました。

さらに、2003年（平成15年）4月からは支援費制度が導入され、従来からの措置制度に代わって利用者が福祉サービスを主体的に選択できるようになり、2006年（平成18年）4月には「障害者自立支援法⁶⁴」が制定され、障がいのある人が自立し地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すための施策方針を示しました。

その後、2012年（平成24年）10月に国等の責務の明確化や障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、擁護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律⁶⁵」を施行しました。

2013年（平成25年）4月には障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律⁶⁶（通称：障害者総合支援法）」に名称を変更、その基本理念も障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう総合的に支援することを目的としたものへと改められました。

⁶⁰ 障害者対策に関する新長期計画：「国連・障害者の10年」の終了後も障害者対策を一層推進するために策定された計画。

⁶¹ 障害者基本法：障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。

⁶² ノーマライゼーション：1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障害者も、健常者と同様の生活ができるように支援するべきという考え方。

⁶³ 障害者基本計画：新長期計画における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るために策定された計画。

⁶⁴ 障害者自立支援法：障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

⁶⁵ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律：障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。

⁶⁶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律：障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

2016年（平成28年）4月には相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律⁶⁷」を施行しました。

長崎県においても、1995年（平成7年）3月に「長崎県障害者福祉に関する新長期計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図り、1997年（平成9年）には、障がい者や高齢者等の行動を妨げている障壁を取り除いて県民が安心して共に暮らすことができる福祉のまちづくりを進めていくための「長崎県福祉のまちづくり条例」を制定しました。2003年（平成15年）には、「長崎県障害者基本計画」を策定し、国の指針に基づき「共生社会」の実現を目指した施策を展開しています。また、2014年（平成26年）4月からは、共生社会の実現に向けて「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が全面施行され、地域相談員の配置など、障がいを持った人達がより良い生活を送るための地域づくりを推進しています。

本市においては、法の制定に基づく国の福祉施策の方針並びに長崎県の障害者基本計画の方針にのっとり、市と市民が共同して課題の対策と福祉支援を図ることを目的に、障がい者の自立と社会参加を目指して「松浦市障害者計画・障害福祉計画」を2014年（平成27年）2月に策定しました。計画の推進においては、福祉施策の充実のため、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備に努めています。

（2） 現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がいや障がいのある人に関する社会全体の理解を深めることが重要であり、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、共に地域を支え合い、豊かなふれあいを通じて、健やかに安心して暮らし、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる「共生社会」の実現が求められます。

このため、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいある人に関する理解を促進し、併せて障がいを理由とした差別がないよう、啓発・広報を行っていくことが必要です。

また、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、ユニバーサルデザイン⁶⁸に配慮したバリアフリー化による生活環境の整備や就労の支援が求められています。

さらには、障がいのある人の中には、企業などで働く能力がありながら職につけない人や福祉施設での作業などのために収入が極めて少ない人が多く、経済的に自立しているとは言えない状況にあり、就労の場の拡大、職場定着、工賃増額の支援など、

⁶⁷ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。

⁶⁸ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

きめ細かい就労支援を推進していく必要があります。

(3) 具体的施策の方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障害者計画に基づいた次の取組を推進します。

① 障がい者の地域社会における共生等の支援

全ての障がい者が、障がい者でない者と平等に、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。個人としての人権が尊重され、障がい者自身の能力に応じて安心して生活することができる地域社会の構築を目指すための環境づくりを推進します。

② 障がい者に対する理解の推進

障がい者が障がい者でない者と同様に地域社会へ参加できる社会を構築するためには、障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者を含む多くの市民が共同して地域活動を行う環境の整備が求められます。障がい者は、社会の中で特別な存在ではなく社会の構成員であるという意識付けが必要です。特に精神障がいについての理解は十分でなく、偏見や誤解を払拭するための知識の啓発が必要です。

広報や啓発活動、交流の場の創設を通して、さらに福祉教育やボランティア活動等の推進によって、障がいの有無にかかわらず全ての市民が障がい者に対する理解が得られるような対策を推進します。

③ 在宅障がい者に対する支援

在宅で生活をする障がい者やその介助者に対して、障がいの程度や介助者、援助者の介護能力を考慮した在宅福祉サービスの一層の充実を図る必要があります。個々の障がい者のニーズや実態に応じて、在宅の障がい者に対する日常生活または社会生活を営む上で必要なサービスの提供を図ります。

④ 保健・医療の充実

障がいの発生予防やその重度化を防ぐためには保健施策の充実が重要です。また、知的障がいや発達障がいについては、乳幼児健診での早期発見から医療機関へと連携し早期治療や療育に結びつけていくことが重要です。さらに保健と医療の連携を強化し、障がいの程度に応じた支援を行っていくための体制が求められます。

保健医療の充実を推進するため、障がいの発生予防、精神保健医療の推進、難病対策の推進を図ります。

⑤ ネットワークの形成と障がい者にやさしいまちづくり

障がい者が安心して地域で自立した生活が送れるようになるには、障がい者を取り巻く社会環境の整備が求められます。また、人に優しいまちづくりを目指すためには、公共施設へのバリアフリー化を呼びかけるとともに、犯罪や事故等の発生予防や自然災害からの避難支援などの防災の体制づくりが必要です。

障がいの有無にかかわらず、市民が安全で快適に利用できる、防犯と防災に配慮した生活環境の整備を推進し、福祉のまちづくりを目指します。

5 同和問題

(1) 経過

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどした、我が国固有の人権問題です。

このことに伴い、国においては、1969年（昭和44年）から33年間、「地域改善対策特定事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律⁶⁹」に基づき、地域改善対策を実施してきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

また、1996年（平成8年）に出された国の地域改善対策協議会の意見答申では、同和問題を人権問題の重要な柱ととらえ、これまでに積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重する人権教育・啓発活動を積極的に推進していくことなどが提起されました。

さらに、2016年（平成28年）12月には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律⁷⁰」が施行され、更なる部落差別解消に向けた動きを推進することとなりました。

(2) 現状と課題

国が実施する地域改善対策により、同和地区と一般地区との格差は大きく改善されました。しかしながら、全国的にみると結婚などに際しての差別意識は根強く残されており、差別的な言動を受ける、企業等への就職において不利な扱いを受ける等、多くの問題も残っています。また、被差別部落への居住の敬遠や地域の活動等で差別・不利な扱い、インターネットを利用して差別的な情報を掲載するなどの差別事象が依然として後を絶たない現実があります。

このことから、同和問題の早期解決をめざしたこれまでの取組や課題は、人権問題全体への取組や共生社会の実現に向けたこれからの取組の重要な指標になるものことから、このような視点に立った人権教育・啓発活動の推進と充実を図っていくことが求められています。

⁶⁹ 地域改善対策特定事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律：国及び地方公共団体が行う地域改善対策特定事業についてその円滑かつ迅速な実施を図るため、当該事業に係る経費に対する特別の助成その他国の財政上の特別措置について定めた法律。

⁷⁰ 部落差別の解消の推進に関する法律：部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。

(3) 具体的施策の方向

同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、市民や企業に対する教育啓発、学校や地域社会における人権・同和教育を積極的に推進し、差別のない人権が尊重される社会の実現を目指して、次の取組を進めます。

① 同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発の推進

㊦ 同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない人権尊重社会づくりを推進するために、県や平戸人権擁護委員協議会と連携を図りながら「同和問題啓発強調月間」（11月11日～12月10日）や「人権週間」（12月4日～10日）を中心に、講演会や啓発イベントの開催、市報などをおして、広く市民を対象とした啓発活動を進めます。

㊧ 同和問題をはじめとした人権問題に関する情報の収集・提供を進めるとともに、相談や学習、研修など人権教育・啓発活動の支援を強化します。

㊨ 同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」に対しては、県及び地方法務局と連携を図るとともに、研修や啓発パンフレットをおして同和問題に対する正しい理解の促進を図ります。

② 学校や社会教育における人権・同和教育の推進

㊦ 学校における人権・同和教育の推進

人権感覚や差別を許さない態度や実践力の育成をめざし、就学前、小・中学校での教育活動全体をおして、効果的な人権・同和教育を進めます。また、校長を中心とした計画的な教職員研修の実施により、人権・同和問題に対する理解と児童生徒への指導力の向上に努めます。さらに、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育み、人権尊重の意識を家庭や地域社会にも浸透させるよう努めます。

㊧ 社会教育における人権・同和教育の推進

家庭・地域社会の教育力の重要性を認識し、学校との連携を図りながら、各地域での懇談会や研修会など様々な機会をとらえた教育・啓発活動を進めます。

6 外国人の人権

(1) 経過

国においては、2006年（平成18年）に、グローバル化の進展を背景に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、国籍や民族などの違いを超えて互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築いて共に生きる多文化共生の地域づくりを推進しています。

長崎県においては、古来より中国大陸や朝鮮半島との交流があったという経緯から、対馬を窓口とした朝鮮半島や長崎を窓口としたオランダ、中国との交流を行ってきました。また、現在は、中国や韓国をはじめ西欧諸国との姉妹・友好関係を促進し、これらの関係を基にした観光、経済文化、青少年などの交流事業を進めています。

本市においては、1989年（平成元年）にオーストラリアのマッカイ市と姉妹都市提携を行い、1992年（平成4年）から「松浦市青少年親善使節団」を派遣し、積極的な国際交流を行い、ホームステイをしながら、学校訪問、市内見学などを行っています。

(2) 現状と課題

近年の国際化の進展により、国内の在留外国人の数は、2012年（平成24年）末に203万4千人であったものが、2015年（平成27年）末には223万2千人で、9.7%の増加となっており、3年間で19万8千人増加しています。このことに伴い、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチも問題化したことから、2016年（平成28年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律⁷¹」が施行され、国及び地方公共団体において、ヘイトスピーチの解消に向けた取組も求められています。

本市には、中国、韓国人を中心に105人（平成27年12月末現在）の外国人が在住しています。外国人に対しては、日常生活に必要な情報が得にくい、就職や仕事の場面において言語が通じにくい等の問題が発生しており、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、学校教育や社会教育をとおして国際社会への理解を深めていく必要があります。

また、姉妹都市との国際交流も深まっており、外国人とのかかわりは益々増大しています。このような環境のなか、次世代にふさわしい国際感覚を身に付けた人材の育成への取組が求められます。

⁷¹本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律：邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とした法律。

(3) 具体的施策の方向

本市の現状を踏まえ、次のような取組を推進します。

① 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

㊦ 地域社会と共生し安心して暮らしていけるように、地域社会の習慣などの情報提供を行います。

㊧ ヘイトスピーチの解消など外国人の人権尊重に関する教育・啓発活動等を一層推進します。

② 国際理解を促進するための交流や教育の推進

㊦ 世界の様々な文化や習慣などに対する理解を深め、地域社会において共に生活していくことができる多文化共生社会をめざします。

㊧ 学校教育や社会教育をとおして、国際的な視野を有する人材の育成を目指すとともに、異なる文化的背景や価値観を有する外国人を尊重し、受け入れる寛容な社会の創造をめざし、外国語教育や国際社会への理解を深める教育を進めます。

7 HIV感染者⁷²・ハンセン病患者⁷³等の人権

(1) 経過

エイズ（後天性免疫不全症候群）は、1981年（昭和56年）にアメリカで最初の症例が報告され、その後急速に世界中に広がりました。HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスが引き起こす病気で、HIVの感染は確認されているが、エイズを発症していない状態の人をいいます。

わが国では、1999年（平成11年）にエイズなどの感染症患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したことを強く受け止め、プライバシーの配慮などから患者の人権に重点を置いた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律⁷⁴」が制定されました。

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。かつては「らい病」と呼ばれ、「人に伝染しやすい病気」という誤った理解が社会に広められました。国においては、1907年（明治40年）に「らい予防法⁷⁵」を制定し、発病した人はハンセン病療養所に強制的に終生隔離するなどの行為を行いました。このことに伴い、患者は、非人間的な扱いを受け、患者と家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。この法律は1996年（平成8年）に廃止され、2001年（平成13年）には、強制的な隔離政策により人権を侵害されたとして療養所の入所者などが提訴していた裁判で、国の賠償責任を認める判決が出されました。これに対して、国は控訴を断念し、同年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が定められ、損失補償や名誉回復などを国が行うこととされました。

らい菌の感染力は非常に弱く感染することは極めてまれで、治療薬の開発により、現在は確実に治せるようになっています。

(2) 現状と課題

エイズに関し本県においては、1993年（平成5年度）から「エイズストップ作戦長崎」が展開され、診療拠点病院や地域協力病院の選定、保健所などでの医療・相談体制の整備を進めるとともに、新聞・テレビなどのメディアを活用した啓発や広報活動など普及啓発を中心としたエイズ対策促進事業や小・中高校の教職員に対するエイズ教育の推進など、正しい知識と理解の普及を促進するための取組が推進されています。

⁷² HIV感染者：HIV（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルスに感染した者。

⁷³ ハンセン病患者：らい菌（ハンセン病の原因となる真正細菌）によって引き起こされる病気になった者。

⁷⁴ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とした法律。

⁷⁵ らい予防法：らいの予防及びらい患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、らいが個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的とした法律。

ハンセン病に関しては、国の賠償責任を認める判決が出された後、今日では療養所と社会との交流も徐々に進み、わずかではありますが、地域社会に復帰した人もいます。しかしながら、89年間という長い間にわたる強制隔離政策により、病気に対する誤解や無理解が今なお社会の中に根強く残り、元患者の高齢化ともあいまって入所者の地域社会への復帰や交流を妨げているのが現状です。

(3) 具体的施策の方向

エイズは感染経路が限られ、感染した人と一緒にいても日常生活の中の接触で感染することはなく、正しい知識を身につけ行動することで感染を防げる病気です。

このことから、HIV感染者やエイズなどの患者及びその家族へのいわれのない偏見・差別を解消するために、市民に対し、市報などの広報誌や健康教育・健康相談で、折に触れて正しい知識の普及啓発に努めていきます。

また、ハンセン病患者やその家族に対する偏見や差別をなくすためには、市民一人ひとりがハンセン病に対する正しい知識を学び理解を深めることが何よりも重要であり、そのために、エイズに関する情報の周知と同様、市報などの広報誌のほか、健康教育・健康相談で、折に触れて正しい知識の普及啓発に努めていきます。

8 原爆被爆者に関する問題

(1) 経過

被爆県である長崎県独自の課題として、原爆被爆者の問題があります。広島・長崎に原子爆弾が投下されてから71年が経過した今も、原子爆弾の放射線によって健康被害を訴える人も多く、重要な課題です。

現在は、被爆者に対して、1995年（平成7年）に施行された「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策が進められています。

(2) 現状と課題

わが国の総合的な援護対策等により、原子爆弾が人体に及ぼす影響調査は進められているものの、遺伝的影響が解明されていないため、原爆被爆への理解が得られなかったり、被爆者やその子どもたちが健康不安を抱くなどの課題も残されています。

(3) 具体的施策の方向

被爆から71年以上が経過し、被爆者の高齢化が進行するとともに、若い世代の中では原爆被爆という歴史的事実そのものに対する認識が薄れつつあるとの指摘もあります。「平和なくして人権は存在しない」という理念のもと、学校教育などの場において、次代を担う世代に被爆体験を継承し、原爆の悲惨さと戦争の恐ろしさ、平和や命の大切さを引き継いでいく必要があります。

9 犯罪被害者の人権

(1) 経過

わが国では、犯罪被害者への人権対策として、2004年（平成16年）12月に、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益を保護するため、「犯罪被害者等基本法」を制定しました。また、2005年（平成17年）12月には、同法に基づき、「第1次犯罪被害者等基本計画」が策定され、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解や共感を深めることを目的とした活動が展開されています。

さらに、2015年（平成27年）には、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指して「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

本市においては、2007年（平成19年）3月に犯罪等の未然防止に関する「松浦市安全・安心まちづくり条例⁷⁶」を制定し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現をめざしています。

(2) 現状と課題

犯罪にあった人やその家族は、命を奪われたり、身体を傷つけられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、犯罪による著しいストレス障がいなどの精神的な不安や医療費の負担などの経済的な面でも大きな被害を受けています。また、マスコミによる過剰な取材や報道によるプライバシーの侵害から深刻なストレスが生じたりするなど様々な問題に苦しんでいます。

生命や身体に直接的に被害を及ぼす犯罪は、人権侵害の最たるものの一つです。誰もが、犯罪被害に遭う可能性が高い状況下で、同じ立場になりうる潜在的な被害者であるといえます。市民一人ひとりが、犯罪被害者のつらい思いと困難な状況におかれているという心情や立場をきちんと理解し、自分自身の問題として受け止め支援に取り組まなければならない社会全体の課題です。

(3) 具体的施策の方向

被害者の立場を理解し人権を擁護していくためには、関係機関相互の連携とともに、何よりも市民の理解と協力が必要となります。「長崎県被害者支援連絡協議会」や松浦警察署に設置されている「松浦地区相談連絡協議会」などの被害者支援ネットワークとの連携活動や、被害者の支援にむけた社会環境づくりを進め、被害者が置かれている現状を正しく理解し、誤解や偏見を解消するための広報啓発活動を推進します。

⁷⁶ 松浦市安全・安心まちづくり条例：市民生活に危害を及ぼす犯罪を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）について、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、それぞれが一体となって安全・安心まちづくりを推進することにより、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。

10 インターネットなどによる人権侵害

(1) 経過

情報化社会の普及により、インターネットの利用人口は年々増加しています。このことに伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。

このため、2002年（平成14年）に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律⁷⁷」により、個人に関する権利が侵害された場合に、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示請求ができるようになりました。

また、1999年（平成11年）には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律⁷⁸」が公布され、児童買春、児童ポルノに係る行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等も定められました。2014年（平成16年）には同法の改正により、インターネット事業者は児童ポルノに係る被害防止の措置を講ずることに努めることと定められるとともに元交際相手の性的な画像などをインターネット上に流出させる「リベンジポルノ」に罰則を設ける「私的性的画像記録の提供被害防止法⁷⁹」も制定されました。

(2) 現状と課題

インターネットの普及により、利用人口は増加傾向にある一方、その匿名性を利用した悪質な差別表現、プライバシーの侵害、誹謗中傷、児童ポルノ、リベンジポルノなども増加しています。このことから、人権を侵害する情報が掲載される、個人情報などの不正な取扱が行われる、出会い系サイトなど犯罪を誘発する場が多くなっている等、多くの問題が発生しています。また、携帯電話やスマートフォンの普及により、インターネットへのアクセスも容易となっており、利用者が人権に配慮するというモラルも大事となってきています。

このため、多様な年齢層の市民に対し、インターネットを利用する際のモラル向上のための啓発活動に力をいれていかなければなりません。

⁷⁷ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律：特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めた法律。

⁷⁸ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律：児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とした法律。

⁷⁹ 私的性的画像記録の提供被害防止法：私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穏の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした法律。

(3) 具体的施策の方向

情報教育を進める中での情報モラルの育成、また、情報の取捨選択、処理、発信など、伝達できる能力の育成のため、各種政策を推進します。

- ① インターネットやメールなどによる人権侵害に対しては、県や地方法務局との連携を図り、プロバイダーに対する申し入れなどの適切な対応を進めるとともに、一般のインターネット利用者やプロバイダーに対して個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらうための取組を進め、広く市民に対しても啓発活動を推進します。
- ② 学校・家庭において、児童生徒や保護者に対しインターネットなどの利用に際してのモラルやルールについての教育を進めます。
- ③ 個人情報の保護についての行政職員の意識向上に努めるとともに、個人情報の厳格な運用に努めます。

1 1 北朝鮮当局による拉致問題

(1) 経 過

1970年頃から1980年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。北朝鮮当局は、この事案を否定し続けましたが、2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め謝罪することとなりました。

同年10月には、5名の被害者が帰国することとなりましたが、他の被害者について、北朝鮮から納得のいく説明は行われていません。

このことを受け、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006年（平成18年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律⁸⁰」が施行されました。

(2) 現状と課題

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されたことに伴い、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題に関する啓発を行うことが強く求められています。このことから、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国においては、シンポジウムなどが開催されています。本市においても、チラシの配布などを行い、啓発を行っています。

拉致問題等については、その解決に市民一人ひとりの声が大きき力となるため、拉致問題等への関心と認識を深めることが求められています。

(3) 具体的施策の方向

北朝鮮拉致問題については、市民の関心と認識を深める必要があるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日から12月16日）を中心に、国や県と連携協力し、様々な広報媒体を活用して、市民への啓発・広報に努めます。

⁸⁰ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律：我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とした法律。

12 その他の人権問題

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるよう、本人の強い更生欲促進と家族、職場、地域社会の理解と協力を呼びかけていきます。

(2) ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在し、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起こっています。そのため、国においては、2002年（平成14年）7月、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法⁸¹」が制定され、同法に基づき、2003年（平成15年）7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。

ホームレスの自立を図るためには様々な取組が必要ですが、近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消をめざし、啓発活動を推進していきます。

(3) アイヌ⁸²の人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っています。しかし、アイヌの人々に対する理解が不十分であり、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

今後も、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざし、啓発活動を推進していきます。

(4) 性的マイノリティ

性的マイノリティとは、こころの性とからだの性が一致しない、あるいはこころの性がはっきりしないトランスジェンダー（性同一性障害の人を含む）や、同性愛者、両性愛者といった人たちなどの総称です。このような人たちは、少数であるがために、

⁸¹ ホームレスの自立支援等に関する特別措置法：自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律。

⁸² アイヌ：北海道・樺太・千島列島およびロシア・カムチャツカ半島南部にまたがる地域に居住していた人々。

社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けてきました。

このことに伴い、2003年（平成15年）7月、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律⁸³」が公布され、2004年（平成16年）7月から施行されました。この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

今後は、性的マイノリティについて、改めて、正しい理解や認識を深めることが重要であることから、啓発活動を推進していきます。

⁸³ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律：性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めたもの。

第5章 計画の推進体制

1 市の推進体制

本計画に基づく人権教育・啓発の取組は、女性や子ども、高齢者、障がいのある人など重要課題として掲げた個別の人権課題を所管する課のみならず、全庁的な体制で総合的・計画的に推進することが必要です。そのため、「松浦市人権教育・啓発推進委員会」を中心とした、適切な進行管理を図ります。

2 国、県との連携

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、そして、長崎県の「長崎県人権教育・啓発基本計画」に基づいて人権施策が図られていることから、国・県の取組と連携を図りながら、本市の人権教育・啓発施策を推進します。

3 計画のフォローアップ

この計画は、2016年度（平成28年度）からとし、社会状況の変化及び進捗状況を把握し、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

資 料 編

世界人権宣言・・・・・・・・・・・・・・・・	48～52
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	53～54
人権教育・啓発に関する基本計画	55～88

世界人権宣言

(1948年12月10日 第3回国際連合総会採択)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるもので

なければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百七十七号)

(目的)

第一条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条

この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日)

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本

的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその抛り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。

② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。

③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。

④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びそ

の構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。

また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、

高齢化，少子化等の社会の急激な変化なども，その要因になっていると考えられる。また，より根本的には，人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ，このために，「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく，「自らの有する権利を十分に理解しておらず，正当な権利を主張できない」，「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず，差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては，これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが，このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ，より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは，「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条），「国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条），日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約，児童の権利に関する条約等の精神に則り，基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう，地域の実情を踏まえつつ，学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については，それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して，自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり，こうした学校の教育活動全体を通じ，幼児児童生徒，学生の発達段階に応じて，人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また，社会教育については，生涯学習の視点に立って，学校外において，青少年のみならず，幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて，人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって，人々が，自らの権利を行使することの意義，他者に対して公正・公平であり，その人権を尊重することの必要性，様々な課題などについて学び，人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては，学校，社会教育施設，教育委員会などのほか，社会教育関係団体，民間団体，公益法人などが挙げられる。学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては，国レベルでは文部科学省，都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学

校を所管する都道府県知事部局，市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして，実際に，学校教育については，国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において，また，社会教育については，各市町村等が設

置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実が図られることとされたところであり、人権教育の観点から各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されてい

る大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということ、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、 「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付

くようにすることが人権啓発の目的である。

（２）人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、

人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

（３）人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感呼び起こすものになって

いない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。

その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえ、次のような点を挙げることができる。

（1）実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

（2）発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。

また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。

すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連1

0 年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることとする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げる

ような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の間等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村に

おける実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の

内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げるができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるのので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っ

ていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）

② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）

③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)

⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)

⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)

⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)

⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)

⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)

⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐることは、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)

③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)

④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など

教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)

⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)

⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)

⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)

⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)

⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に育てる心」を育てるため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)

⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)

⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46

回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成8年7月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）

② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）

③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）

④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省、文部科学省）

⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）

⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）

⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）

⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）

⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）

等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。

また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年(昭和56年)を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。

また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会(E S C A P)において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部(平成8年1月、障害者施策推進本部に改称)が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日

及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。(内閣府)

② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)

④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。(厚生労働省)

⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。(厚生労働省)

⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年

7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)

② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)

③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)

⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)

⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)

⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)

⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)

⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用

しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)

② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)

④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)

⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)

⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応

じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)

③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人

権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。

しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)

② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)

④ エイズ患者やH I V感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やH I V感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

⑤ エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やH I V感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があり、以下の取組を積極的に推進することとする。

① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)

② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯

事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定

多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者

が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。
(法務省)

② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年(2003年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年(2005年)の国連総会決議を踏まえ、平成18年(2006年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(平成18年法律第96号)が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他

北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、

国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）

② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）

③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）

④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）

⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

（13） その他

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、

行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。

例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・

分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実に努め、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期

待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。

② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った

自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

松浦市人権教育・啓発基本計画（改訂版）

平成29年2月

発行：松浦市

〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

TEL 0956-72-1111
